

《調査と資料》

十組問屋史料

(6)

林 玲 子

(本稿は第3巻第4号の拙稿の続編である。)

十組仲間控(2)

乍恐口上書

一此度廻船荷物積付荷寄を一方会所之儀、願人有之候ニ付、御尋被成下候趣、左ニ相認奉差上候。
一大坂表并勢州白子津出し之儀、私共仲ケ間引請一所ニ取集、駄荷物ニ都合仕、白子ハ船問屋え宰領を相添差送り申候ニ付、少しツ、之端タ荷物ニても株荷物同様割ニて、是迄荷主より賃銀受取申候得共、端荷物指出しより荷主之勝手悪舗事も無御座候。雑費曾無御座候。又大坂義ハ、荷主好ミ候て高瀬、伏見・鳥羽へ漕出し仕候分、夫々是迄船ニも仲間より引合申候舟問屋御座候ニ付、是迄荷物取組自由仕候。
一廻船下積候品出来候は、荷物舟問屋預り置申候義も御座候。然とも年来吞込慥成問屋無御座候てハ不安堵ニ奉存候事ニ御座候。尤大坂・勢州白子其外津出し仕置候荷物之内、荷主好ニて俄陸荷致候義ニ粗有之候。右之節ハ仲間抱宰領差出し取戻し自由仕、別て勢州白子之儀ハ、白子より直ニ四日市へ右宰領為出持陸荷ニ差下し、其自由甚荷主勝手ニ相成申候。
一是迄大坂・勢州白子、私共仲間より問屋ヲ取組置、直ニ通達自由仕候ニ付、定運賃銀之外諸雑用少も相懸り不申候。出店無御座候ても事相済来り候。然ルニ此度三ヶ所会所別段之御赦免被為仰付候てハ、夫程之□□可有御座候、然ル共自ラ荷主ノ掛りもの相増申候道理ニ乍恐奉存候。
一勢州白子廻船之義、遠州灘一海上之儀故、請負積付仕候と之儀、甚難得其意奉存候。遠州灘斗ニても無御座候、相州灘も御座候。勿論海上之儀、何方ニ難船可有之哉、兼て難斗、是ニ海上御法も在之、年来之廻船方さへ急度請負候儀、請文之表ニ無御座候。
一上方海上と申ても、大坂より熊野浦ヲ廻り、志州之海辺迄上方海上と申候。何国何方ニても破船仕候ても、船持方へ早束告来り候付、夫々荷物積出し所へ早束為相知申候御事ニ御座候。勿論破船之様子ニより、入用多少ニ御座候。多人数混雑仕候ても大分入

宝暦10(1760)年に、京都町奉行所へ廻船荷寄所設置許可を願い出た者があり、順番飛脚仲間と対立した。この事件の経緯およびその背景を、史料によって追ってみよう。

1. 荷寄所設置願に関する史料

この事件に関する史料は、「十組仲間控」のなかに7点、「別用談」に1点、「呉服十仲ケ間」のなかに3点みることができる。

・ 「十組仲間控」所収

- ① 廻船荷物積付荷寄之仕方 (宝暦10年6月28日、北村惣次郎・今井九右衛門)
- ② 乍恐奉願上候口上書 (宝暦10年6月、北村・今井→京都町奉行)
- ③ 乍恐口上書 (宝暦10年9月、順番飛脚仲間→京都町奉行)
- ④ 乍恐奉願上候口上書 (宝暦10年9月、順番飛脚仲間→京都町奉行)
- ⑤ 御尋ニ付奉答上口上書 (宝暦10年10月5日、北村・今井)
- ⑥ 御尋ニ付乍恐口上書 (年月日不明、順番飛脚仲間)
- ⑦ [京都十仲間書状控] (宝暦10年10月21日)

・ 「別用談」所収

- ⑧ 御尋ニ付乍恐口上書 (⑤に同じ)
- ・ 「呉服十仲ケ間」所収
- ⑨ 白子竹口え通達状写 (宝暦10年10月、京都十仲間→竹口次兵衛)
- ⑩ 従江戸返状之写 (宝暦10年11月、江戸白子組木綿問屋→京都十仲間)
- ⑪ 年号不知竹口返書状写 (宝暦10年10月29日、竹口次兵衛→京都十仲間)

「別用談」は、明和元(1764)年からの記録であるが、さかのぼった年次の史料も若干含まれている。

用懸り申候物ニても無御座、船積仕候程之商人共之儀ニ候得は、海上之儀、銘々兼て覚語^(悟)ニも御座候。一向物入無之候様ニ取斗候と申一条、却て不審奉存候。

一京都より海船へ積附之場所遠所之儀ニ付、古来より私共中間ニて相渡し、自由宜敷儀は数年来荷主存候事御座候。然ルニ此度、荷寄一方会所御赦免被為下候てハ、甚私共仲間差支難義至極仕候。

一是迄私共名前ニて荷主へ請取書相渡し、尤引合より船問屋共義ハ、年来私共出店同前ニ万事無如才取計候付、積口錢問屋共に□り成致置申候。

一大坂、勢州白子船方へ荷物附込候迄、中途濡損し来り候は、荷物之紛名等之災難有之時ハ、随分荷主へ相詫候て致了簡貫候。了簡無之時ハ、其品代銀私共より相弁申作法ニ御座候。京都同御支配下之私共、古来より荷主より引請候船荷物、此度一方会所御赦免被為下候てハ、是迄私共取捌ハ手ヲ離レ、一統難義至極ニ奉存候。其外陸荷物之差支ニ相成候義とも多く、迷惑仕候。

一難船之節ハ、早東其場所より私共へ委細通達仕候て、積合候荷主へ早東申廻し候。猶其場所荷主并舟問屋参着立会見分評義仕候迄、彼場所庄屋其外役人立会、船頭より破船之口書を以、破舟残荷物繩張、封印等仕、諸事入念番人付置候。御支配御役所へ御断申上、万事御下知ヲ被下置候故、紛失之義ハ無御座候。尤残り荷物微細ニ相扱、其所之庄屋・肝煎・船改当番・船番立会、連印之浦手形、荷主中名宛ニて差出申儀ニ御座候。

一右破船之荷物員数ニ応し、入用銀并損銀等割合掛り候儀ニ付、損銀無之様ニ取斗可申趣、願人大望之書附甚難得其意事ニ奉存候。扱又難舟之節、荷主ニ不構引受候と申義も不審ニ奉存候。破船ニ逢し荷主、此度之願人任ニ致置申儀在之間舗、第一評儀合ニ申候得は、是非ニ荷主為立合評義仕候□本意之候事、是等乍憚物暗キ趣ニ奉存候。

右之通相違不申上候。

一御江戸始関東筋、京都より船荷物差下し申候諸商人共ハ、多く私共仲間年来之督意先キ商人共ニ御座候。然ル所、右荷物取捌手ヲ離レ候間、私共一統難義至極ニ御座候。為冥加、惣躰之荷物一駄に付何程と相定、毎月掛銀仕置、大津御用等始、数年来奉相勤難有奉存候。然ル所、願人願之通御赦免被為下候てハ、駄數減少仕、重々困窮迷惑仕候。何卒御慈悲之上、右荷寄一方会所并大坂・勢州白子出店仕候義、相止

「呉服十仲ケ間」は、天明5（1785）年からの記録であるが、この3点だけは内容からみて明らかに宝暦10（1760）年のものである。仲間に保存されていた書類を、いつのものともわからず写しとったものと思われる。なお、①および②は前号分に含まれており、本号には③～⑦を収めてある。

2. 願人の意図

この願を提出したのは、北村惣次郎（後見利兵衛）・今井九右衛門の両名である。名字を記しているので京都の上層町人ではないかと思われる。今井は、去酉年（宝暦3年か）に力石又三郎とともに、二条城に納める天領米で、五畿内から鳥羽・伏見へ着岸する分のため、水上げ蔵を建て、御蔵場へ積送ることを請負いたい、また、京都から江戸を始め関東筋へ送る商売荷物の、廻船積付けの支配を許してもらいたいという、二か条の願を京都町奉行所に提出したことがあった。この願は、前者の条項が五畿内農民の反対によって不許可になったため、取下げとなった。

北村惣次郎は今井九右衛門と縁続きであったので、この願のいきさつを知っており、前回の後者の条項をさらに具体化して、北村・今井の両名で願い出たのである。もっとも、惣次郎は後見がついているので、まだ若年であると思われるところから、本人の意志によるかどうかは疑問である。

この宝暦10年の願の内容を、前号に紹介した①および②と、本号の⑤によってまとめてみると、

- 1) 京都に荷寄所をおき、大坂と勢州白子に出店を設け、江戸をはじめ関東への廻船荷物の積付けを行なう。
- 2) 荷寄支配世話料は、従来積口錢と名づけて、廻船へ積付けした者に支払われていた分を貰うことにすれば、船賃銀には少しも増減がなく、誰にも余分な負担はかからない。
- 3) 廻船が途中で難船・破船をした場合には、これまでは荷主方から処理のため多人数現地におもむき、多額の費用がかかり難渋している。荷寄所が認められれば、我々が荷主に代ってその処理を引受けよう。
- 4) 幕府への冥加として、米や竹木などのように、先祖から御用を勤めている人がある場合を除き、京都からの船積荷物御用は、荷寄所が一手に引うける。というもので、京都から江戸・関東へ向う荷物の積出港である、大坂と白子での荷物積付けを支配する特権を与えられることにより、口錢を独占的に獲得しよう

メ候様ニ被為仰附被下候得ハ重畳難有奉存候。

宝暦十年辰九月

行司式人

十人連判

御奉行様

乍恐奉願上候口上書

一御江戸始関東筋積廻下し之廻船荷物之儀ニ付、御当地ニ荷寄一方会所并大坂・勢州白子表ニ出店之儀願人有之ニ付、御尋被為下候趣奉承知、乍恐別紙返答書相認奉差上候。

一右船積仕候御当地諸商人共義多、私共数年来督意□□差下し候商人共多ク御座候。尤も大坂・勢州白子其外所々津出し、荷主好次第、荷物猶又廻船下積品出来仕候迄、京都より着津荷物預り置候儀ニ御座候得は、先キ々々船問屋も、年来髓成者共見立取組置候得は、何一つ不勝手之儀無御座候、自由仕候。扱又、端荷物ニ都合仕、株荷物同様ニ割ニて舟積仕候事、是又不自由成儀聊以無御座候。何迄も、運賃銀之外雑費之儀ハ無御座候得は、是迄之通私共仲間へ受取、是迄取組之廻船へ相渡申度奉願上候。

一此度願人願之通、船荷新規ニ荷寄会所并大坂・勢州白子出店御赦免被為下候て、改荷之始と相成候得は在々難義至極仕候。

一為冥加、惣体荷物一駄何程宛ニ相定置、舟□仲間一統懸置銀仕、大津往来御用数十年奉相勤、且又去ル兩年、山門御普請不時御用首尾能奉相勤候ニ付、御褒美奉頂戴、私共仲間未曾有之御儀、誠冥加ニ相叶、難有仕合奉存候。弥以大津御用無恙奉相勤度奉存候得は、何卒御慈悲之上、此度願人願之荷付一方会所并ニ大坂・勢州出店仕儀相止メ候様ニ被為仰付被下候ハ、仲ケ間一統誠ニ重々難有可奉存上候、以上。

順番飛脚問屋行事

宝暦十歳辰九月

奈良屋三右衛門 印

越後屋七郎右衛門 印

近江屋五兵衛 印

笹屋七郎兵衛 印

壺屋喜助 印

江戸屋吉兵衛 印

大黒屋庄次郎 印

湊屋庄兵衛 印

若松屋甚兵衛 印

丸屋六兵衛 印

井筒屋八郎兵衛 印

越後屋孫兵衛 印

という計画であった。

京都から江戸への輸送経路は、次の6通りあったという（藤村潤一郎「近世中期京都順番飛脚問屋の研究」史学雑誌第74編第11号）。

(1) 東海道

(2) 北廻し白子積（米原—大垣間の距離をとって、九里半廻しという） 京都—大津—（舟運）—米原—番場—醒井—柏原—今須—関ヶ原—牧田—栗笠—（舟運）—桑名—（舟運）—白子—（白子廻船）—江戸、場合により関ヶ原—垂井—大垣—（舟運）—大鳴—（舟運）—白子

(3) 北廻し松坂 (2)を松坂まで延長したもの

(4) 南廻し白子積（南廻し伊賀越、この経路は文化6年開始）

(5) 南廻し松坂 (4)を松坂まで延長したもの

(6) 大坂廻し 京都—伏見—（舟運）—大坂—（菱垣廻船）—江戸

このうち、(4)(5)は文化年間開始であるから、宝暦ごろは4通りの経路があったとみてよかろう。(1)は廻船を利用しない経路であり、海上輸送による場合には、大坂・白子・松坂から船積みされることになる。白子は古くからの木綿積出港であり、伊勢木綿のみならず尾州木綿もここから江戸へ積出されることが多かった。⑤「御尋ニ付乍恐口上書」のなかで、「中奥」までは京都から江戸への海上輸送は菱垣廻船に限られていたといっているので、(2)の北廻し白子積のルートは近世中期に開かれたものであり、以前からあった勢州・尾州木綿の輸送経路が、京都よりの商品輸送に利用されるようになったのであろう。

京都から江戸に送られる商品のうち、絹織物を主体とする呉服物は陸上輸送によっていた。文化14(1817)年に江戸呉服問屋仲間から提出した「取締御答書」（大丸文庫所蔵）のなかで、「一体私共取扱候呉服荷物之儀は、数多陸荷物之儀ニ付」と記されている。しかし、きせる・扇子その他の小間物類や、京都産の棧留木綿などは、海上輸送によったものらしい。木綿問屋柏屋が、京都本店から江戸店に送った荷物の、船荷と岡（陸）荷とをくらべてみると、

	船荷	岡荷
寛保1(1741)	銀592貫	40
宝暦13(1763)	375	11

と、圧倒的に船荷が多く、宝暦13年の下し荷の内容は扇子・きせる・小間物類164貫、棧留嶋類137貫、越前物101貫などが主体である。もっとも、時代が下る

順番飛脚仕出し所
近江屋喜平次

御奉行様

御尋ニ付奉答上口上書

一二条御城米，五畿内より鳥羽伏見え着岸之分水上ケ
蔵相建，御蔵場へ積送り之義願上ケケ条。

一御江戸始関東筋へ，京都より積廻し候諸商売荷物，
廻船え積付支配仕度願一ケ条。

右二ケ条一軸ニ被為仰付被下度旨，木綿御火繩相続助
成ニ，去酉之夏，西御役所へ力石又三郎，九右衛門両
名ニて願上候処，御城米方五畿内百姓中不勝手之旨被
申上候ニ付，難相濟被仰付，右之趣ニ付，二ケ条之内
第一ニ願上候御米方最初一ケ条差障御座候付，海船荷
物之方少分儀故，御火繩相続助成ニは迎も引届キ不申
ニ付，達て御願不申上相止メ候。然ル所，北村宗次郎
縁類之者故，兼て右之願筋承罷有候。其後私へ及対談
候得は，何れ願候ても乍多少も相手方へ掛銀無之願は
無御座候処，右願ニおゐてハ，相手方へ聊も出銀懸ケ
申訳無之，古来より荷主共差出来り候定法船賃銀ニ増
減無之，定船賃銀之内より積付荷仕候世話料差出し来
候故，双方障無之義候得共，御火繩方より御願申上候
得は，申合御願申上度旨申上候ニ付，此度相改宗次郎
私両銘ニて此度御願申上候御事。

一今般奉願廻船荷寄願之仕方，又三郎，九右衛門先年
願上候趣とハ少仕方相違候。於御当地荷物寄所，蒙
仰度御願ニて，海船へ積付候義，其筋々え私共相对
仕置候義ニ付，御当地一件，願之通御赦免被為下候
様ニ奉願候。私共願請候上ハ，荷寄積付世話料，廻
船方より差出し来候積口銭之分，私共へ収納ニ相成
候員數，御尋被為成下候。此義如何程と申員數ハ難
申上候。其訳，全躰廻船定り船賃銀之内，古来より
積口銭と名付差出し来り候割方之義，舟賃銀壹貫ニ
付八拾匁宛相渡し申候義ニ御座候。依之年分如何程
と申員數際限難申上候得共，一躰之处船賃銀高ニ八
歩通之割方ニ御座候。一ケ年分ニ御支配中より差出
し申候荷物之船賃銀高五拾貫目可有御座候哉，百貫
目可有御座候哉，逆も三百貫目，六百貫目と申員數
ハ御座有ましく哉と，乍恐奉存候得共，凡此趣御高
察奉願上候御事。

一此度私共荷寄所弥願請候，依て諸商人甚勝手ニ相成
可申と奉存候趣とも願書ニも奉答上候通，一海上之
義故破船仕候義も難斗，難船荷打等は毎々有之候て，
荷物積合候員數ニ応し，荷主共損銀仕，就中破船，

につれ，陸荷の比重が大きくなり，元治・慶応期には
船荷をこえた年もあったが，この願書の提出されたこ
ろは，海上輸送に大きく依存していたのである。

願人たちは，こうした京都から江戸への海上輸送を
全面的におさえる地点として，大坂と白子の2港をえ
らんだのであった。

3. 順番飛脚問屋仲間の反対

幕府は，諸種の特権許可を願出る者があると，それ
に関係があると思われる業者，商人やその仲間に対し，
差障り尋ねを行なうのが常であった。北村・今井の荷
寄所設置の願は，京都の順番飛脚問屋仲間に示され，
差障りの如何が尋ねられたのである。

京都の順番飛脚問屋は，元禄11（1698）年に，16軒
の飛脚問屋が，京都町奉行から「順番飛脚」として公
許を与えられたもので，毎夕順番に江戸へ向けて飛脚
を差立てることになっていた。三都にはそれぞれ飛脚
仲間があったが，もっとも早く仲間として公許を与え
られたのは，この京都の順番飛脚仲間である。元禄期
には16軒あった仲間は，17世紀半ばには12軒となっ
ており，そのほかに「順番飛脚仕出し所」として近江屋
喜平次がいた。この差障りに関する返答書には，とも
に名を連ねている。

順番飛脚問屋は，関東へ船荷物を差下す諸商人は仲
間年来の得意であり，その荷物取捌きができぬよう
になっては仲間一統の難儀であるとして，種々の反対理
由をあげた。③④の口上書によると，次のような内容
である。

- 1) 願人は，荷主が駄荷物にまとまらないはんぱの荷
物を送るのに，不自由のないようにするといってい
るが，これまで大坂・白子への津出しは，順番仲間
で引請けて一所に取集め，駄荷物にして送っており，
運賃はまとまった荷物と同様割にしているので，は
んぱ荷物でも荷主に不利はない。
- 2) 大坂へ高瀬舟で送る場合には，仲間引合いの舟問
屋に頼むし，白子へは宰領をつけて送っている。大
坂・白子で廻船の下積品ができるまで，荷物を預か
る場合も，廻船問屋とよく連絡がとれているので，
飛脚問屋の出店がなくとも問題なく，定運賃銀のほ
かには諸雑用は少しもかからない。また，船荷の積
りで送り出したものが，荷主の意向で急に陸荷に変
更になっても，臨機応変の処置がとれる。さらに，
大坂・白子で廻船へ積付けするまでは，途中の事故
に対して責任をとっている。

難船共ニ早速積合候荷主へ其訳注進仕候ニ付、積高之荷主世話仕、多少ニ不限積合候荷主へ、遠近之差別廻状相廻し、寄合評儀之上、先始終入用銀出高枕掛ケ名付、荷物員数ニ応し取集、多人数其場所へ罷越、破舟・難船之様子斗見糺候義御座候。荷物多少とも荷主一統義故、京都・大坂其外遠近之多人数通達仕内ニ日数相懸り、及延引申候其場所へ罷出候ニ付、荷物之紛失も多ク、損銀増候義ニ奉見請候。依之、私共蒙仰候上ハ、荷主ニ成代り、破舟・難舟之趣告ケ為知次第、自分入用を以其場所へ罷越、荷主損銀無存様ニ取斗可申候得は、自然と枕掛銀も入不申、曾其上之勝手と奉存候。古来より定船賃銀も、増銀出し申てハ、勝手ニ相成間舗候へ共、差出来候定船賃銀、厘毛も増減無之儀御座候得は、私共願之趣御許容被成下候、乍恐御支配下諸商人共え御救之筋ニも相成可申哉と乍恐奉存候。

一御当地飛脚商売人差障り相成可申哉之趣、御尋被為成下候。此義全躰飛脚商売之儀、陸地ニ限り候儀と乍恐奉存候。船荷物之義ニハ筋合も、御当地船付之御場所(候ハ)にて、船積商売人数多可有御座候得共、廻船積仕候船場何れも遠所ニ付、船積商売人無御座候ニ付、荷寄方之義御願申上候義ニ御座候。尤願請候ても、飛脚陸荷物※可仕訳無御座、其上差出候荷主得心不仕候、左候得は船積荷物陸荷物と筋合違之義ニ付、飛脚商売人之障リニ相成候訳ニてハ無御座候。既ニ当時私共を始メ、江戸積荷物勝手次第ニ大坂え積下シ、舟積仕居申義ニて、何れより障り申義ニてハ曾て無御座候。此段、世上人々も能存所ニ御座候。尤も中奥勢州積致初菱垣舟同勢州舟へ勝手に積廻シ候、此義中奥之義ニて、中奥迄ハ菱垣船ニ限り候義ニ御座候。勢州積之儀ハ、舟場まで陸地余程之道法故、新規積場近年出来候儀ニ付、若哉御江戸往来之飛脚へ相渡し、舟場迄陸地支配為致申候義ニ可有御座候哉、是以私共願之趣ニ飛脚商売人障リニ相成候仕方ニハ無御座候。願書も申上候通、海船へ積込申迄之中途之義、是迄仕来候通り荷主勝手次第と願上置候得ハ、此段は飛脚商売人勝手次第之義と奉存候。尤船積、飛脚飛脚方より障り可申道理乍恐無御座候。筋合違と申義ニ奉存候得は、万一飛脚商売人数障り申候へ共、御憐愍ヲ以私共奉答上候趣、被為仰付為下置候難有奉存候。右口々被為成下ニ付、委細有躰之訳奉申上候、以上。

宝曆十庚辰十月五日

北村惣次郎

今井九右衛門

- 3) 難船・破船の節は、我々から早速荷主へ知らせ、現地で荷主・船問屋が立合い見分する定めであり、振分散などの勘定はすべて江戸十組問屋の取捌きによっている。願人が荷主に代って引受けるといっても、破船にあった荷主が願人まかせにするはずがない。また、費用がかかって荷主が難渋するというが、船積みするほどの商人であれば、すでに覚悟のうえであって、ぜんぜん費用がかからないようにするというのはかえって不審である。
- 4) 願の通り、京都に荷寄会所、大坂・白子にその出店が許可になり、改め荷が始まった形となつては、在々が難渋をする。
- 5) 我々は荷物駄数に応じて掛銀を定め、それによって大津御用を数十年勤めてきた。また去る兩年には、山門御普請の臨時御用も勤め、御褒美を頂戴した。しかしこの願が許可されれば、我々の取捌き駄数が減少し、非常に迷惑する。

順番仲間は、この返答によって願は却下になると思つていたところ、10月に入ってふたたび北村・今井から、飛脚問屋への反論も含めて⑤の口上書が提出されたことに驚かされた。なお、左の※印の部分は、⑧によると、「之分船荷物」が脱落している。

この再度の願では、願人は順番仲間の反対に対し、飛脚商売というものは陸地に限られているはずであり、我々は大坂・白子までの輸送は従来通り、荷主勝手次第といっているのであるから、飛脚が差障りを申立てるのは筋違いであるとのべている。

これに対して順番仲間は⑥の口上書を提出して、あくまで反対の態度を示した。とくに、難船処理に対しては、江戸十組問屋の取捌きに他から口出しはできない定法があるとのべ、十組の権限に抵触する恐れがあることを匂わしており、また、飛脚商売が陸地に限るのではないかという反論に対しては、荷物の率領をする飛脚は陸地商売であるけれども、順番仲間は古来から水陸ともに荷物を引請ける定めであるとのべている。

4. 問屋仲間・廻船問屋への連絡

再度の願書提出に脅された順番仲間は、町奉行所の他に聞合せを行なわず返答するようにとの命を破り、もっとも関係の深い京都十仲間に連絡をとり、相談の上、返答書を提出した。京都十仲間というのは、江戸十組に参加している呉服・木綿類を扱う問屋の京都店で形成されている仲間で、当時12軒が参加していた。順番仲間による⑥の返答書が、十組に関して強くのべ

惣次郎後見
利兵衛

御尋ニ付忬恐口上書

一大坂・勢州白子積難舟荷打之取捌之儀、江戸十組諸問屋共より外御支配不相成、上方海上之難舟ニても、振分荷始終之勘定、右は仲ケ間之懸り御座候。尤も関八州・出羽・奥州迄之荷物通も、難舟荷打之取捌、他所より構候義相成不申候古来之御定法を以、江戸十仲ケ間之者共改来候明白成ニ付、諸国之荷主一統得心罷有候御事。

一海上之義故、破舟仕義も難斗、尤難舟荷打等折々ハ有之候得は、此義浦手共湊々御制札之御定法嚴重ニ相守、其上江戸十仲ケ間より船具等毎度相改メ候故、自前と難船等近年無数儀ニて御座候御事。

一破舟・難舟之立合甚混雑故、荷物紛失多ク、大分物入有之候様ニ願人申出候得共、先達て奉言上通り、其方角御役所え申上、夫々浦役人双方立合、告為知次第諸問屋荷主行事・船問屋立会、浦手形并ニ荷物員数、船舶迄付立申候書付を以、江戸十仲間へ相達し、御紛失之義ハ無御座候。

一破舟・難舟注進告来候節、先始終之入用銀枕掛と名付、荷物員数ニ応し取集メ候旨、此度破舟・難舟之砌ニ枕掛と名付、銀分取集メ御義ニてハ無御座候。損銀ハ江戸十仲ケ間より定詰を以割付候上、差出し候義ニて、外ニ自前ニ枕掛銀と申事無御座候。

一飛脚商売人之義は、陸地ニ限り候儀ニて、船荷物ハ筋合違ニて指障リ無之願人申上候由、此義荷物之率領を仕候飛脚ハ陸地商売之儀ニ候得共、私共仲ケ間之儀は、諸商物運送之法、古より海陸天水ニ引請荷取好ニ寄、諸事通用自由仕候ニ付、荷主勝手甚宜候御事。

一自分限之船荷物直積仕候義、見請候義も有之候得は、少々事御願申上候も恐多ク奉存候。其分差置候向有之右奉答上候通、海陸往古より引請渡世仕来候得は、幾重ニも御慈悲之上、是迄之通被為仰付被下候得ハ難有奉存候、以上。

順番問屋行事

奈良屋三右衛門
同 越後屋七郎右衛門
近江屋五兵衛
笹屋七郎兵衛
壺屋善助
江戸屋吉兵衛

ているのは、この十仲間との相談の結果によるものであろう。

返答書提出後、京都十仲間は事の経緯を知らせるため、書状とともに願書・返答書の写しを江戸の白子組と、白子港の積荷問屋・廻船問屋である竹口次兵衛に送った。⑦はこの時の書状の控らしい。「呉服十仲間」のなかの⑨「白子竹口え通達状写」はほとんどこれと同文であるうえ、⑩の竹口次兵衛からの返書の冒頭には、「去ル廿一日出貴書相達、忬拜見仕候」とある。また、⑩の白子組からの返状の文言によれば、江戸へも同文の書状が送られたらしい。

この京都よりの書状に対し、竹口からは、「思召寄為心得早速為御知被下、御厚意之段千万忬仕合ニ奉存候。右願之通り万一被仰付候ては、私売人難渋之様ニ罷成、迷惑気之毒ニ奉存候。」と答えている。たしかにこの願が許可されれば、積荷問屋である竹口がもつとも打撃を強くうけることになったであろう。しかし、願人への反対理由としては、「右願之内、難船等之儀ハ、御存知被遊候通り、江戸御定法も有之、猶又十組古来より之仕法も有之儀ニ御座候得ハ、第一江戸表相済申間敷候。」と、江戸十組による難船取捌きとの差障りを重視している。

なお、白子港には、江戸木綿問屋仲間である、大伝馬町組・白子組別に積荷問屋があり、前者は河合・白子・倉田の3軒であったが、後者は竹口1軒であった。この積荷問屋の下に、大伝馬町組と白子組に別れて廻船問屋が所属しており、積荷問屋は廻船問屋も兼ねていた。白子廻船で京荷物も扱うことを始めたのは竹口であり、京都荷主は「伝馬町之外脇店斗申合白子積」の者どもであったという。これは、大伝馬町組がその本店・仕入店を伊勢に設けている者が多かったのに対し、十組傘下の白子組は京都に本店・仕入店をもつ者を主要メンバーとしていたためであろう。なお、積荷は棧留等の木綿類であり、白子までの輸送は順番仲間の惣請合いで、北廻し白子積の経路によった。陸荷で下した場合の運賃と比較すると、享保（又は宝暦）期には、白子積を100とすれば、東海道陸荷十日限は341と、3倍以上もかかったのである（藤村潤一郎、前掲論文）。

いっぽう、江戸白子組の返状によれば、早速仲間の集まりがもたれ、「右願人時分柄と申不時之義共御願申上候処、順番問屋方御返答之趣尤各様御聞合之上御調へ御返答被申上候儀、一つと無残所御申取之趣、御尤至極奉存候。」と、順番仲間・京都十仲間の意見

大黒屋庄次郎
若松屋甚兵衛
湊屋庄兵衛
丸屋六兵衛
井筒屋八郎兵衛
越後屋孫兵衛
順番早飛脚同所
近江屋喜平次

然は一筆致啓上候。先以其地静謐，各様弥御堅勝ニ可成御座珍重存候。当地相変儀無御座候。

一此度廻船荷物一方会所願人在之，京都・大坂・勢州白子右三ヶ所御免会所相立，商売荷物積方致支配，積口銭収納仕度旨相願，依之順番飛脚問屋へ格別之指構相成候儀も無之候得共，荷損成候方何れも御得意先事故，不実之義も御返答難成，依之差出有之趣，御返答被指上候。然所，右返答限ニて相済可申様ニ被存居候処，又候追訴有之，再応之返答大切ニ被存候ニ付，当所十仲ケ間中へ右順番問屋より内談被致，此間御返答之内自然差障，右了簡違有之間敷哉と相尋被申付，打寄参会評義之上，御返答被差上候。則最初より之願書并返答書写取差下申候。定て此向にて相済可申候得共，御公辺も難斗儀候へハ，為御心得懸御目置申候。乍去此方仲ケ間へ御尋義ニハ無之，殊ニ右順番御役所へ被為召，世間え聞合不申，返答仕候様ニ被仰付候間，外へ洩聞不申様ニ御示合置可被下候。得貴意度如此御座候，已上。

十月廿一日

に全面的に賛意を表したうえ、「於此元も若御尋合も有之も御座候得は，矢張右之大綱を以御答申上候之様可仕候。」と，京都と同一歩調をとることを約している。なお，京都からの書状が10月21日に発せられたとするなら，この返状は10月29日付であることから，連絡はきわめて敏速に行なわれていたといつてよかろう。

順番仲間の再度の返答書以降の史料がみられないことから，その強い反対によって，願人の意図は遂げられなかったものと思われる。京都町奉行にしても，江戸十組などの反対が予想されるにもかかわらず，あえてこの願を取上げることはないと判断したのであろう。

これら一連の史料により，京都十仲間一順番飛脚問屋一積荷問屋一廻船問屋一江戸十組という，京都と江戸を結ぶ運輸体系が，大坂・白子を結節点として形成されていたこと，この願人に対抗するには，江戸十組を前面に立てることがもっとも有効であると考えられたこと，京都と江戸の織物関係の間屋は，個々の問屋がそれぞれ両地に店を設けただけでなく，たがいに仲間を形成し，きわめて緊密に連絡をとると同時に，輸送機関に対しても，仲間同士の接触を常にはかっていたことがわかる。これらは，畿内と江戸とを結ぶ商品流通に対して，問屋およびその仲間が独占的な地位を占めることができた大きな条件となっていたといつてよい。願人は，この運輸体系の一部に割込もうとしたため，京都内における当面の相手であった順番仲間のみならず，京都一江戸を結ぶ全運輸体系を敵に廻したのであった。 (未完)